

## 療養病床からの転換で生まれる新たな高齢者施設

医療や介護が必要な高齢者の生活の場の一つとして、2018年4月に新設された施設があります。

それを「介護医療院」といいます。

現在、病院の「療養病床」が長期入院の受け皿になっていますが、「介護医療院」は「療養病床」よりもスペースを広く取り、住まいとしての役割も持っています。

しかし、「介護医療院」はあまり広がっていません。

病院の療養病床は病気等で長期療養を必要としている人が対象です。

医療の必要性が高い人向けの「医療型」と、介護ニーズの高い人向けの「介護型」に分かれます。実態は、「医療型」と「介護型」はあまり区別されることなく運用されています。

このため政府は2018年4月から、医療型に入院しながらも医療の必要性が低い人と、介護型を利用する人を対象とする介護医療院を創設しました。

介護型は6年という猶予期間を設けて、2023年に廃止されます。それまでに介護医療院に転換してください、ということです。



転換の対象となる病院のベッド数は約12万床あります。2018年9月までに転換したのは4,583床に留まっています。

なぜ、転換が進まないのでしょうか。

### 【理由1】 介護医療院は住まいの機能を重視

現在の介護型療養病床の1人当たり床面積は6.4㎡以上。

介護医療院は1人分のスペースをパーティションで区切った上で、8㎡以上。

転換直後は猶予されるが、いずれ改修や建替えを迫られる。

### 【理由2】 地方自治体の尻込み

現在の医療型療養病床の費用は医療保険が負担。

介護医療院の費用は介護保険(運営主体は各市町村)が負担。

小さな市町村では介護保険料の上昇につながるため、転換に後ろ向きになる。

政府は自宅介護を推進していますが、諸事情でそれが無理な場合があります。  
2025年には団塊の世代が75歳に達し、後期高齢者となります。このような状況下で、自宅で暮らせない高齢者をどこが受け入れるのか。

地域の医療・介護の体制をどうすべきか、見直しが急務な状態です。かつ、安心できる結論を出さなければなりません。